

令和元（2019）年 11 月 5 日

あいちトリエンナーレ実行委員会会長代行  
名古屋市長 河村たかし殿

あいちトリエンナーレ実行委員会会長  
愛知県知事 大村秀章

貴職より拝受しました令和元年 9 月 20 日付け公開質問状につきまして、下記のとおり回答いたします。

#### 記

##### 【問 1】について

私の個人としての「芸術的見解」については、回答を控えさせていただきます。

なぜならば、9月10日付け「あいちトリエンナーレ2019『表現の不自由展・その後』について」でも述べたとおり、公権力を行使する立場にある者、特に行政権を執行する職にある者は中立性が求められます。すなわち、たとえ相手が自分の思想や信条、政治的立場と異なる立場にあっても、法に従って公正に職務を行うという職務執行上の中立性です。

こうした観点から、首長としての行為や発言と、個人的な行為や発言は厳に区別すべきです。また、多様な価値観や意見の衝突がある場合に、やむをえず個人的な意見表明を行うとしても、公私の区別を明確にして謙抑的に行われるべきです。自らの思想や信条をそのまま具体的な職務執行やその要求に直結させるべきではないと考えます。

なお、大浦氏の作品につきましては、「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会（以下「検証委員会」と言います。）の『中間報告』（以下「中間報告」と言います。）」にあるとおり、新作映像は20分の動画だがSNSで流通した『昭和天皇』の肖像画を燃やす場面を見た人の一部が、天皇侮辱を目的とする作品と誤解し激しく批判しました。しかし、これは大浦氏が33年前に富山県立近代美術館（現富山県美術館）で自作の版画を展示した後に、図録から排除された版画を燃やす光景であり、天皇侮辱を目的としたものではないと評価されてお

ります。

#### 【問2について】

「作品の表現内容に内在する『暴力性』、『反社会性』等の害悪」を客観的に評価することは非常に困難です。さらには、『芸術性』の評価だけに止まらず、思想、信条、良心に立ち入っての評価に直結する危険性を有しています。

トリエンナーレの安心・安全な運営を脅かす者が出現した場合、その責任は脅かした者にあることは明白です。あまねく一般に開放されたイベントにおいて、安心・安全を確保するための措置は、過去の経験等に沿って講じていましたが、想定を遥かに超える故意の脅迫的行為が行われれば、どのようなイベントでも中止・中断に至る場合があることは止むを得ないものと考えられます。

#### 【問3について】

津田芸術監督の見解については、直接津田氏にお聞きいただき、回答を求めています。と存じます。

#### 【問4について】

「検閲」という概念を用いることが不相当とは一切考えておりません。

最高裁判例（昭和59年・札幌税関事件）についてはもとより承知しておりますが、中間報告書では、「首長もキュレーションの自律、美術館の自律性の尊重が求められ、それに反して介入する場合（とりわけ、作品内容を理由として介入する場合）には、表現の自由の原理からして問題がある（広い意味での「検閲」とも言う）。」とされております。公職にある者は、公務員の憲法尊重擁護義務（憲法第99条）の観点からしても、「検閲」と受け取られても仕方がない表現の自由を侵す行為や、それに繋がりがかねない脅かす行為については厳に控えるべきと考えております。

なお、曾我部教授は、ご指摘の2019年8月6日付け「弁護士ドットコムニュース」で、「河村市長（略）は中止させる権限を持っているわけではなく、実際にも中止の理由は、市民の抗議が度を越した状態になったということなので、決定的な理由となったわけではなく、憲法でいうところの『検閲』にはあたりません。ただし、不当な介入だという程度の意味で『検閲』だというのであれば差し支えはありません。実際、市長は実行委員会の主要メンバーでありますし、（略）その発言は大きな圧力となりえます。本来は大村秀章知事の言うように、展示内容に口を挟む立場にはないはずで、不当な発言でした。」と述べてお

られます。

また、今回の貴職からのご質問に対して曾我部教授からは、「トリエンナーレの運営に権限や影響力のある政治家の発言は、行政（を担う者）によるものであること、表現の内容を理由とすること、事実上強い圧力となる効果をもつこと、からして、最高裁のいう検閲の定義に当たらないにしても一定程度の近似性があり、これを『世間から検閲とみられても仕方がなく』という表現で批判することは十分可能だと思います。」とのご意見を頂いております。

貴職はご自身に都合の良い部分だけを切り取って引用されておりますが、曾我部教授のご発言の主旨をきちんと受け止めていただきたいと思っております。

#### 【問5について】

表現行為について、行政が「規制」する場合と「援助」する場合とを分けて考察する見解があることはもともと承知しており、そうした見解の存在を否定するものではありませんが、唯一の見解であるとも考えてはおりません。憲法の観点からは、表現行為を行政が「援助」する場合といえども、表現の自由だけでなく、思想・良心の自由、法の下での平等といった基本的人権が守られなければならないことは当然のことです。

中間報告では、「アートの専門家がアートの観点から決定した内容であれば、政治的な色彩があつたとしても、公立美術館で、あるいは公金を使って行うことは認められる（キュレーションの自律性の尊重）。これは、国公立大学の講義で、学問的な観点からである限り、政府の批判をすることに全く問題がないことと同じである。」とされ、「作品の選定や展示の内容はアートの専門家の自律的判断を尊重した結果であり（キュレーションの自律性の尊重）、その展示をただけでは、公立美術館やその設置者である自治体が作品から読み取れる政治的メッセージを支持したことにはならない。逆に、県や美術館がメッセージの内容を理由に介入すると、そのメッセージを否定する立場を明示することになってしまい中立性が損なわれるおそれがある。」とされたところであります。

#### 【問6について】

あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議（以下「運営会議」と言います。）につきましては、2019年度の事業計画及び予算について、本年3月に議決していただいております。その趣旨に基づいて事業の遂行に当たってきました。

そして、「表現の不自由展・その後」を、安全上の理由から、緊急避難的な措

置として止むを得ず中止しておりましたが、安全対策等の準備を整えたうえで10月8日から再開させていただき、10月14日には無事閉幕に至りました。

なお、これらの経緯につきましては、中間報告を公表し、県民の皆様方にしっかりと情報公開して参ったところでございます。

**【問7について】**

中垣氏の発言に関する事実関係につきましては、承知しておりません。

以 上